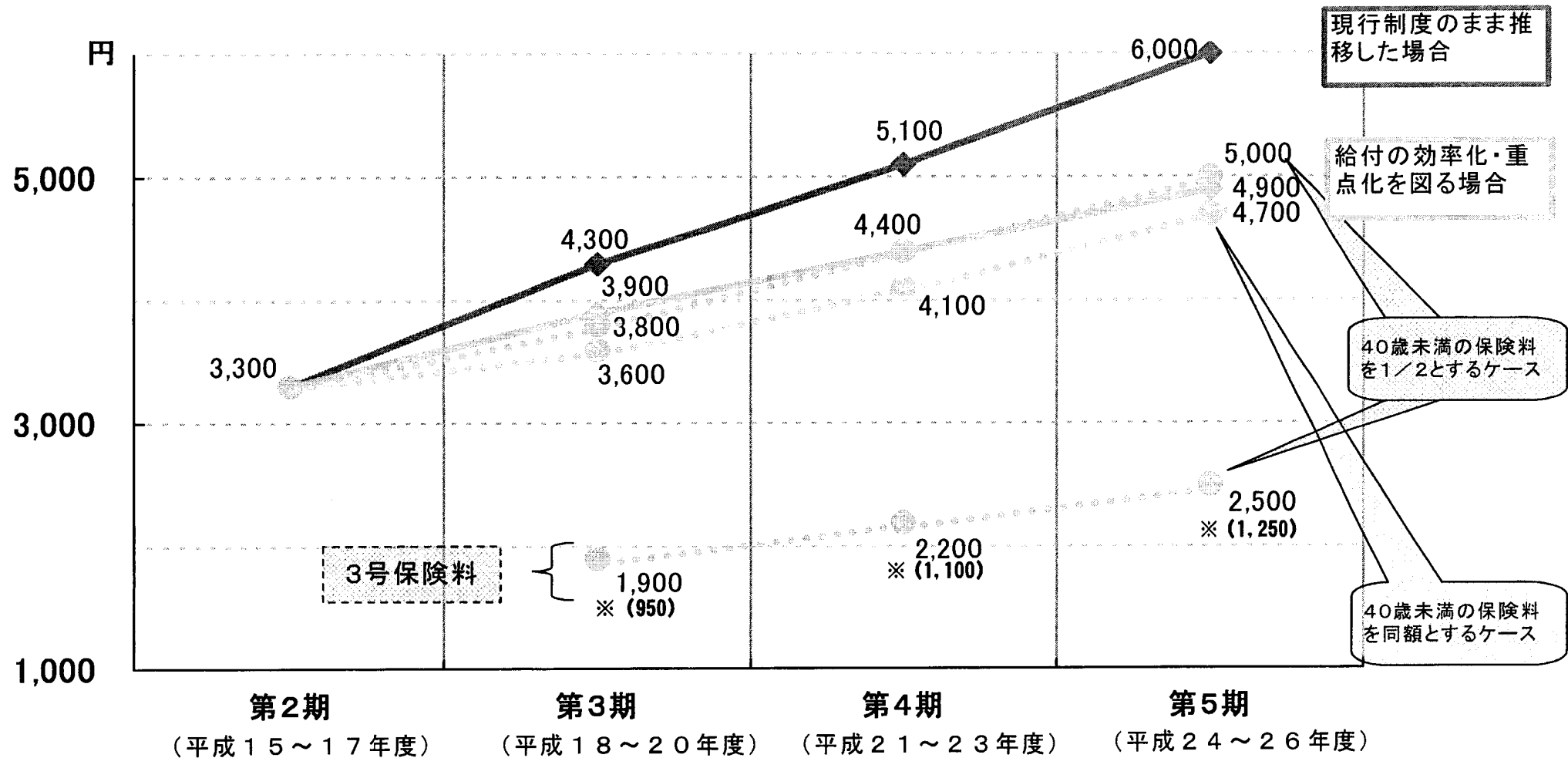


＜今回の部会で新たにお示しするもの＞

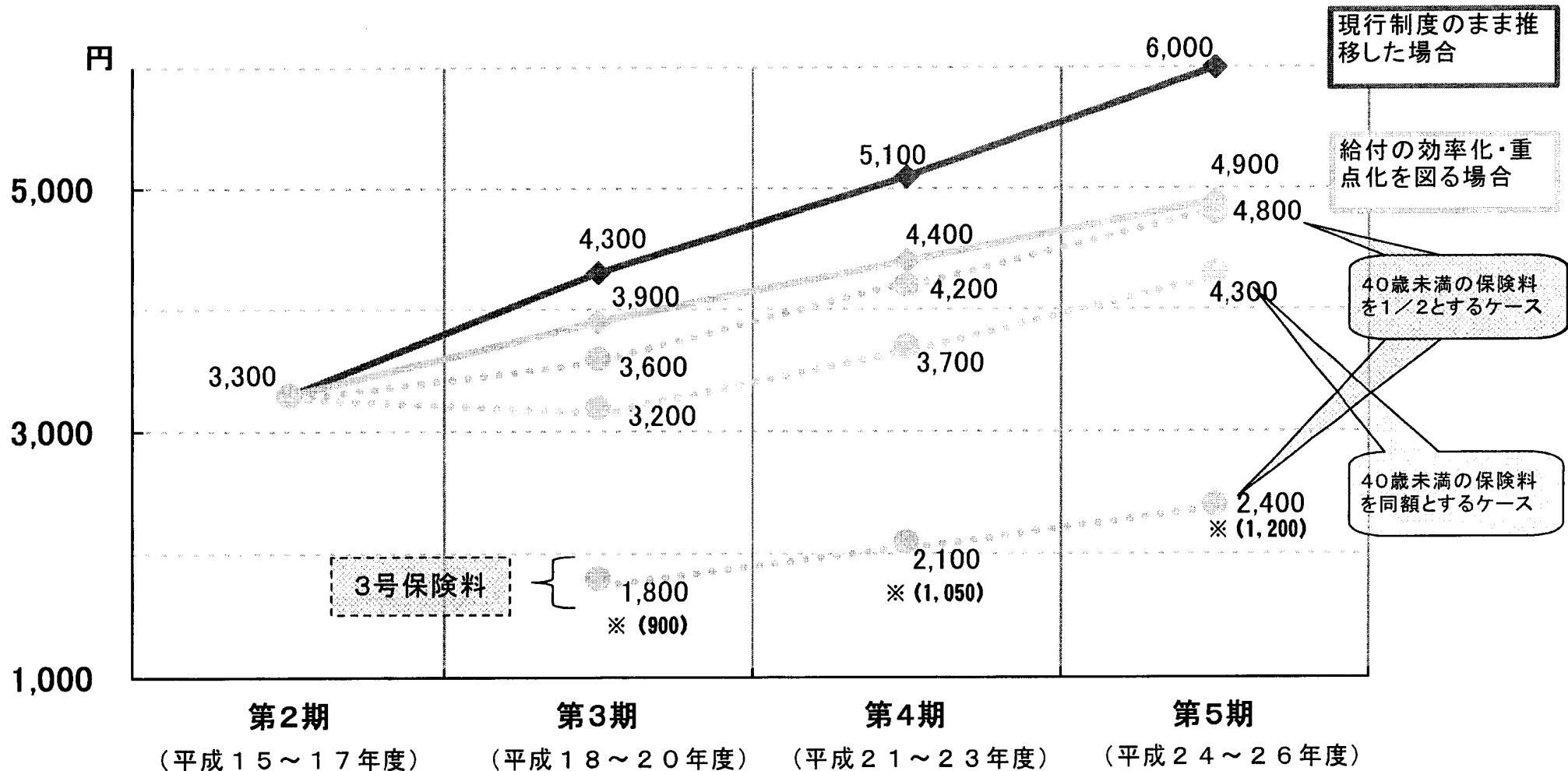
**Ⅱ. 被保険者・受給者の範囲と保険料を負担する者の範囲
とを一致させる案**

(5) 保険料を負担する年齢を「35歳以上」とする場合（被保険者・受給者の範囲＝35歳以上）



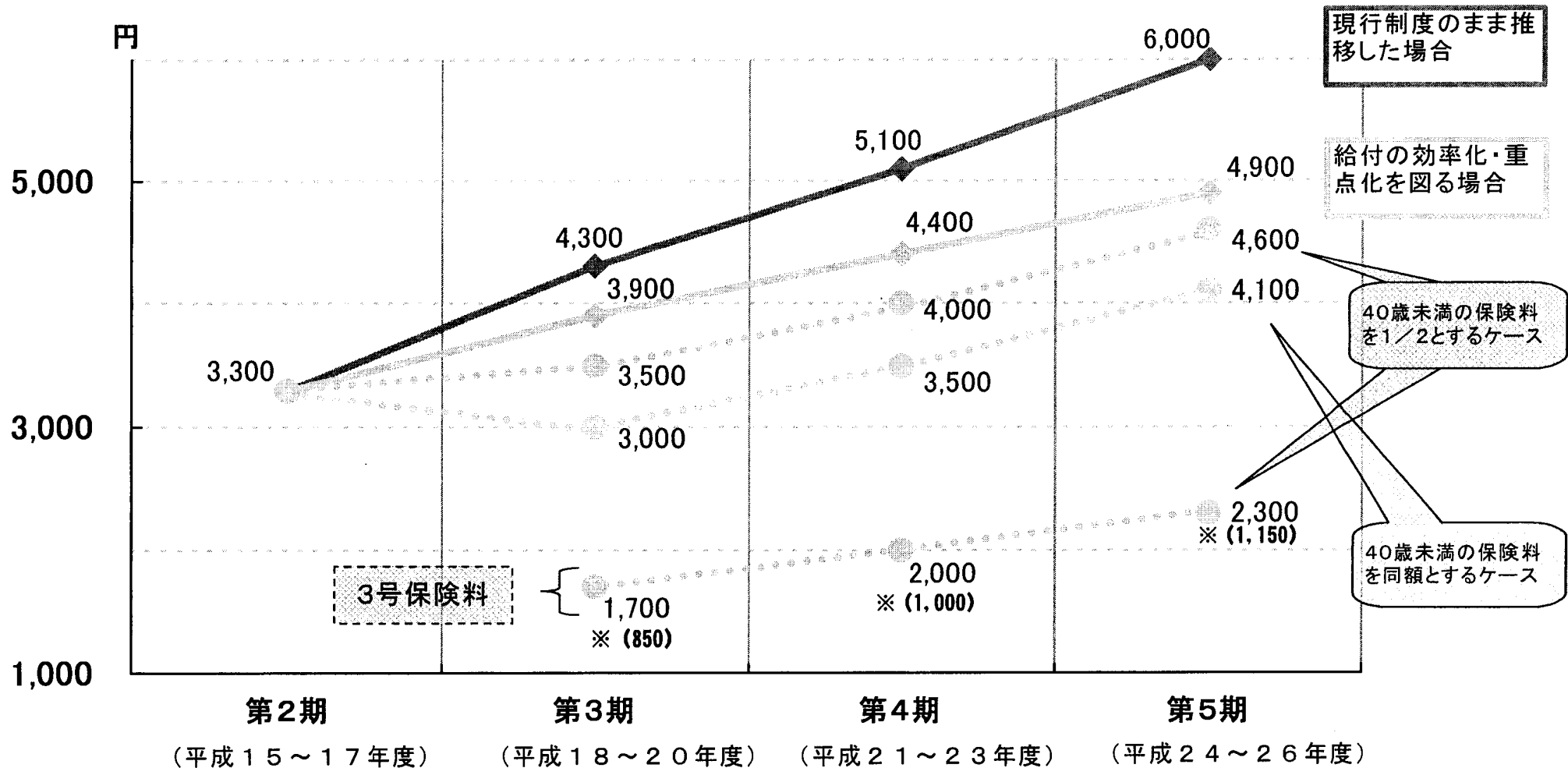
(注) 上記は、「C1（在宅サービスと施設サービスの双方を対象）」の場合を示している。なお、「C2（在宅サービスのみを対象）」の場合は、点線の各線が100円ないし200円（3号保険料については0円ないし100円）分下方に下がる。
 ※（ ）は、第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(6) 保険料を負担する年齢を「30歳以上」とする場合（被保険者・受給者の範囲＝30歳以上）



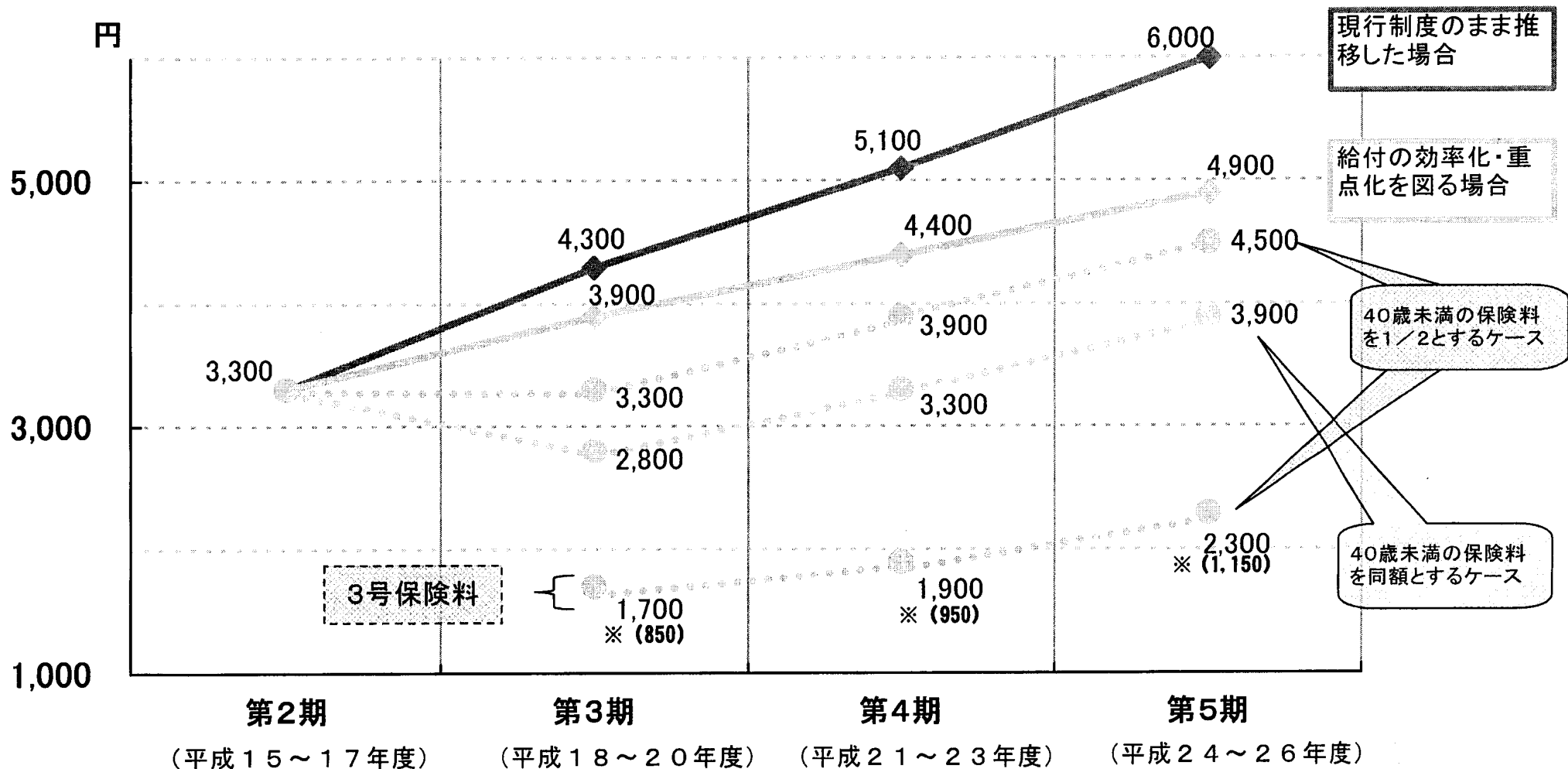
(注) 上記は、「C1（在宅サービスと施設サービスの双方を対象）」の場合を示している。なお、「C2（在宅サービスのみを対象）」の場合は、点線の各線が100円ないし200円（3号保険料については0円ないし100円）分下方に下がる。
 ※ () は、第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(7) 保険料を負担する年齢を「25歳以上」とする場合（被保険者・受給者の範囲＝25歳以上）



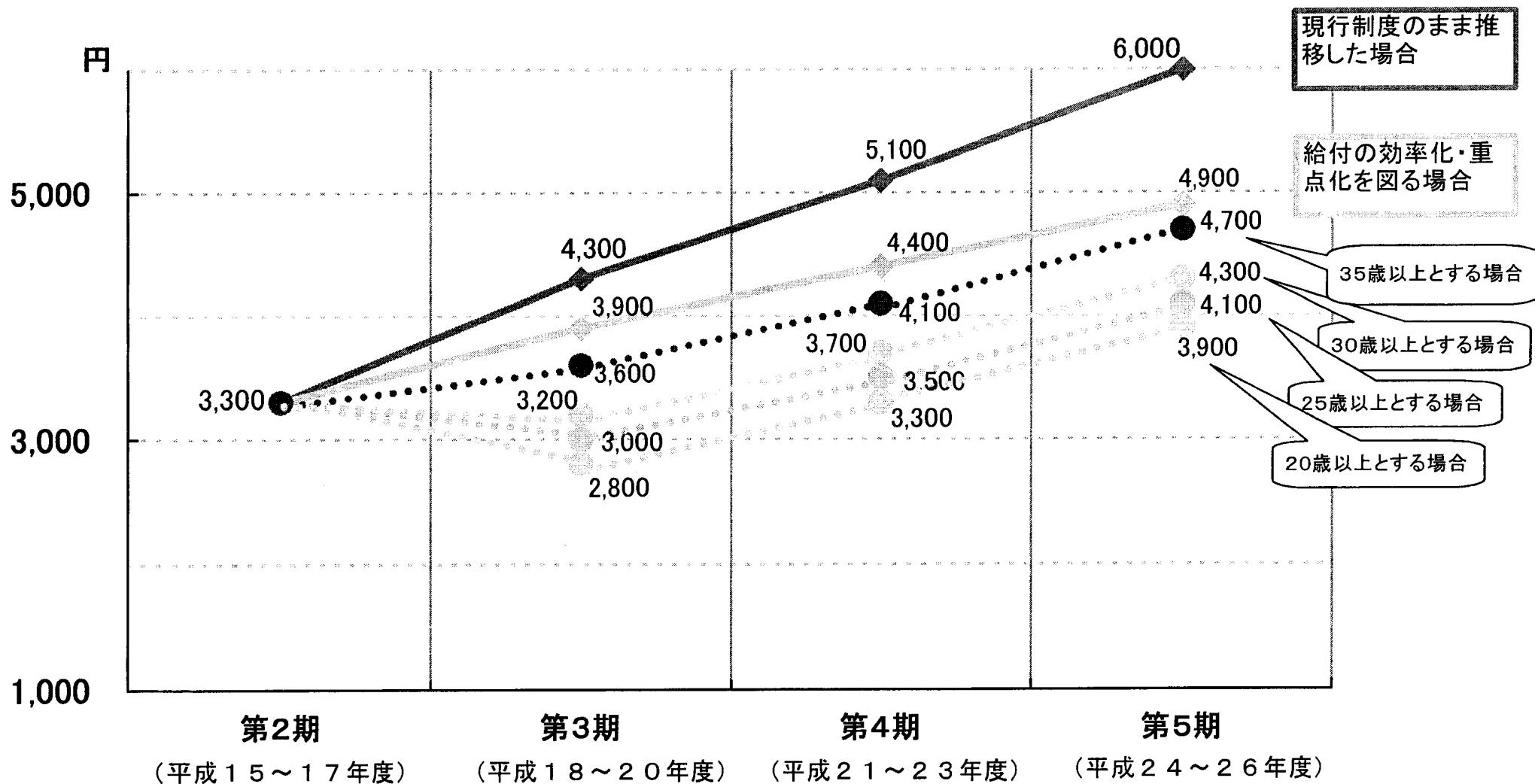
(注) 上記は、「C1（在宅サービスと施設サービスの双方を対象）」の場合を示している。なお、「C2（在宅サービスのみを対象）」の場合は、点線の各線が100円ないし200円（3号保険料については0円ないし100円）分下方に下がる。
 ※（ ）は、第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(8) 保険料を負担する年齢を「20歳以上」とする場合（被保険者・受給者の範囲＝20歳以上）



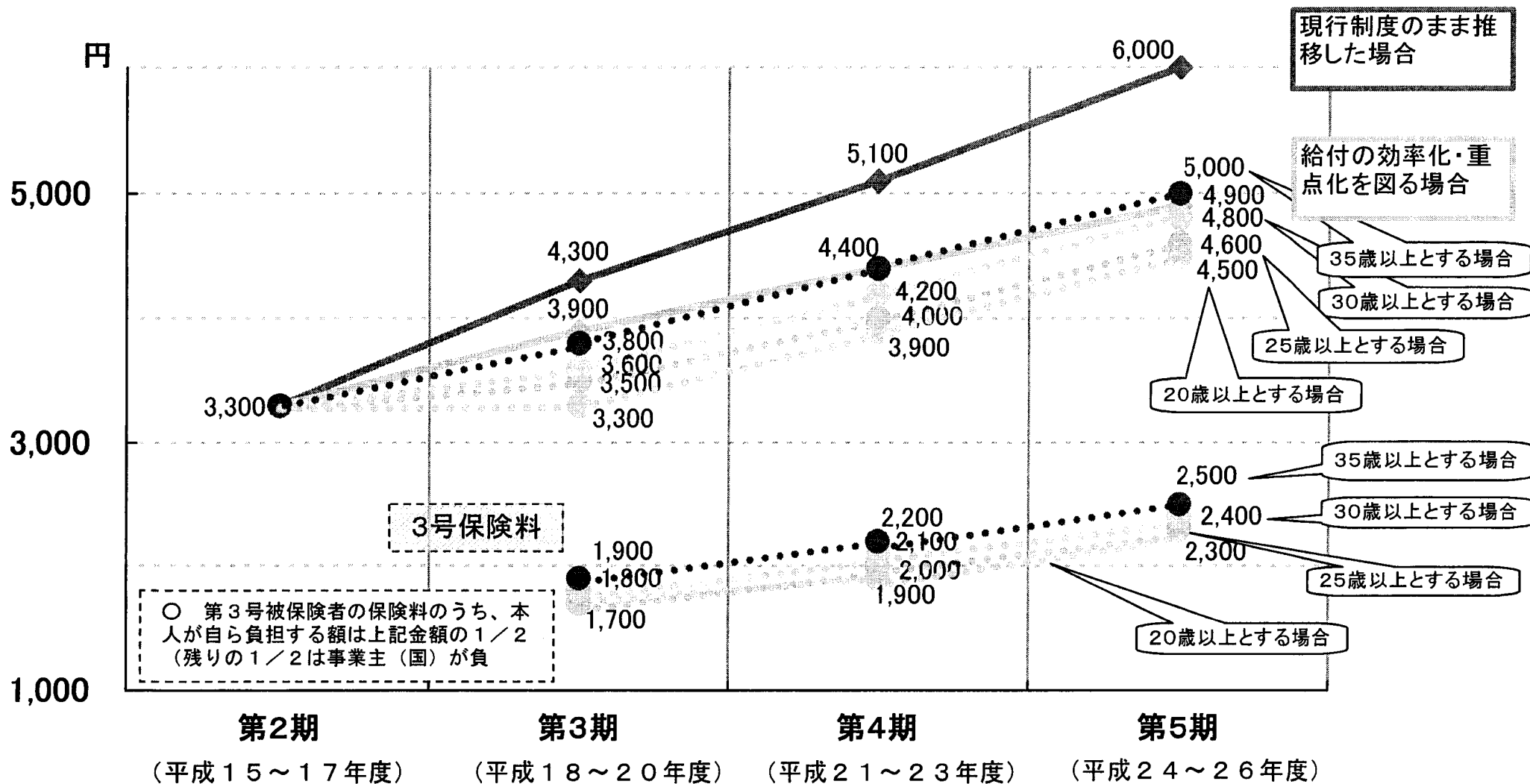
(注) 上記は、「C1（在宅サービスと施設サービスの双方を対象）」の場合を示している。なお、「C2（在宅サービスのみを対象）」の場合は、点線の各線が100円ないし200円（3号保険料については0円ないし100円）分下方に下がる。
 ※（ ）は、第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(参考3) 保険料を負担する年齢別の保険料水準(40歳未満同額の場合)(被保険者・受給者の範囲=保険料を負担する者の範囲)



(注) 上記は、「C1(在宅サービスと施設サービスの双方を対象)」の場合を示している。なお、「C2(在宅サービスのみを対象)」の場合は、点線の各線が100円ないし200円分下方に下がる。

(参考4) 保険料を負担する年齢別の保険料水準 (40歳未満1/2の場合) (被保険者・受給者の範囲=保険料を負担する者の範囲)



(注) 上記は、「C1 (在宅サービスと施設サービスの双方を対象)」の場合を示している。なお、「C2 (在宅サービスのみを対象)」の場合は、点線の各線が100円ないし200円 (3号保険料については0円ないし100円) 分下方に下がる。